

「懸念される外国の事業体（FEOC）」の明確化を目的とした、
エネルギー省（DOE）による関連用語の解釈の提案（仮訳）

I. Foreign Entity：外国の事業体

- (i) 外国政府
- (ii) 米国の合法的永住者、米国国民、またはその他の保護された個人（保護された個人の定義は、8 U.S.C. 1324b(a)(3)を参照）ではない自然人。
- (iii) 外国の法律に基づいて組織された、または外国に主たる事業所を有するパートナーシップ、協会、法人、組織、またはその他の個人の組み合わせ。
- (iv) 第(i)項から(iii)項で外国の事業体としてみなされる事業体によって所有され、管理され、またはその指示の対象となる(定義はセクション IV で解釈される通り)、米国の法律に基づいて組織される事業体。

II. Foreign Government：外国政府

- (i) 外国の国家政府または地方政府
- (ii) 外国の国家政府または地方政府の（関係）機関。
- (iii) 外国の有力または支配政党（例えば、中国共産党（CCP））
- (iv) 現在または元の外国の上級政府関係者及び近親者など

III. Subject to the Jurisdiction：管轄の対象

- (i) 外国の事業体が対象国内で法人化もしくは居住しているか、または対象国内に主たる事業所を置く場合
- (ii) バッテリーの重要鉱物、部品、またはバッテリーの材料に関して、外国の事業体が重要鉱物の抽出、処理、またはリサイクル、あるいは部品の製造または組み立て、または材料の加工に従事している場合

IV. Owned by, Controlled by, or Subject to the Direction：所有、管理、または指示の対象

- (i) 企業の取締役会の議席、議決権などの 25%以上が、直接的か、間接的にかかわらず、他の事業体によって累積的に保有している場合
- (ii) バッテリー用の重要鉱物、部品、または材料に関して、事業体が他の事業体（請負業者）と締結したライセンス契約またはその他の契約により、他の事業体が当該バッテリーの重要鉱物や部品の抽出、加工、リサイクル、製造、または組み立て（総称して「生産」）に関し有効な管理を行う権限を与えられている場合